

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、当団体における企業理念に基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、当団体における全ての事業活動に適用する。

2 この規定は、当団体の全ての団体構成員に対して適用する。

(定義)

第3条 この規定において「コンプライアンス」とは、当団体の事業活動が法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規定において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む）、条例、定款、各種規程、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第2章 コンプライアンス推進体制

(体制)

第4条 コンプライアンス推進の最高責任者は、団体代表とする。

2 コンプライアンス活動の決定は、常任ボランティアが行う事とする。

3 コンプライアンスに係わる運用を適切に行うために、最高責任者の下にコンプライアンス委員会を設置する。

4 コンプライアンス委員会の委員長を団体代表とし、委員会メンバーは委員長が選任するコンプライアンス委員により構成する。

5 コンプライアンス委員会事務局をコンプライアンス活動の窓口として設置する。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、次の権限をもつ。

- (1) コンプライアンスに係わる重要事項の調査、企画、立案
- (2) コンプライアンスに関する規定の制定及び改廃についての審議
- (3) コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議
- (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
- (5) その他、コンプライアンスの取り組みにおいて必要と認められた事項の審議

(コンプライアンス委員会事務局)

第6条 コンプライアンス委員会事務局は、次の事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する調査及び情報の収集、分析
- (2) コンプライアンスに関する規定の起案
- (3) コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善
- (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直し
- (5) コンプライアンスに関する事項の指導、助言
- (6) コンプライアンス委員会の運営事務
- (7) コンプライアンス通報（相談を含む。以下同じ。）窓口業務
- (8) コンプライアンス違反行為に対する是正措置

第3章 コンプライアンスへの取り組み

(団体構成員の義務)

第7条 団体構成員は、この規定の目的を踏まえ法令等を遵守し、活動に務めるものとする。

2 全ての団体構成員は、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) コンプライアンス及び法令等に違反する行為
- (2) 他の団体構成員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の団体構成員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- (4) 他の団体構成員若しくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (6) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント行為
- (7) 国内外の官民を問わず汚職や賄賂等の禁止

- (8) 不当な取引制限（カルテル・入札談合等）の禁止
 - (9) 団体内で知りえる顧客並びに当団体の機密情報を第三者に漏洩する行為
 - (10) その他、前各号に準ずる不適切な行為
- 3 前項各号に掲げる行為を行った団体構成員は、規定に基づき処分が課されるものとする。

（内部通報）

第8条 コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという情報に接した団体構成員は、速やかにその旨をコンプライアンス通報窓口へ通報するものとする。

2 コンプライアンス通報窓口担当者は、通報を受けた内容についてコンプライアンス委員会へ報告しなければならない。

3 コンプライアンス委員会は、通報を受けた内容についてコンプライアンス違反行為の事実関係を速やかに調査しなければならない。

4 コンプライアンス委員会は、調査内容に応じて専門の調査チームを設置することができる。

5 団体は、コンプライアンス違反行為につき通報したことを理由として、除籍その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

6 団体は、通報したことを理由として活動環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。尚、通報者等に対しての不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、それを行った者に対する処分を課することができる。

7 通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

（監査）

第9条 コンプライアンス委員会は、定期的に若しくは必要に応じてコンプライアンス遵守状況について内部監査を実施する。

（教育・研修）

第10条 団体は次に掲げる目的のため必要に応じて教育・研修を実施する場合がある。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
 - (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること
- 2 教育・研修の受講を命じられた団体構成員は、正当な理由がない限り拒否することができない。

第4章 コンプライアンス違反の対応

(懲戒処分)

第11条 コンプライアンス委員会による調査、協議の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、規定に基づく処分が下される。

2 コンプライアンス違反行為が未遂によるものであったとしても、明らかな意思に基づいて行われる恐れがあったと認められた場合には、程度に応じて適正な処分を課す。

3 コンプライアンス違反行為を自主的に申告した者に対しては、処分を減免することがある。

(免責の制限)

第12条 団体構成員が次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 団体の利益を図る目的で行ったこと

(懲戒の種類)

第13条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告：文書によって嚴重注意をし、将来を戒める
- (2) けん責：始末書を提出させ、将来を戒める
- (3) 活動停止：始末書を提出させ、7稼働日以内の期間を定めて活動を停止する
- (4) 除名：予告期間を設けることなく即時除名する

(是正措置)

第14条 コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は当事者への指導・助言を行うと共に必要に応じて、速やかな是正措置を講じなければならない。

2 コンプライアンス違反行為を行った者が団体代表であった場合、コンプライアンス委員会は速やかに是正措置が講じなければならない。

3 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、全ての団体構成員に対する指導・助言を行わなければならない。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第15条 この規定の改廃は、団体構成員の申請により当該構成員とコンプライアンス委員会により審議される。

附則 この規定は、2021年3月1日より施行する。